

事務連絡

平成 31 年 2 月 7 日

都道府県  
各 指定都市 保育担当課 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課

育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた  
運用上の工夫等について

保育施策の推進については、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

地方分権の閣議決定（平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定））においては、別紙1のとおり、育児休業及び育児休業給付金の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図ることとされたところです。今般、別紙1の一部について、市町村の選択により実施する場合の具体的な留意事項等下記のとおりお示ししますので、本内容を十分御了知の上、貴管内の市町村への周知を行うとともに、本内容の趣旨を踏まえて対応いただきますようお願いいたします。

また、本内容については、厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課及び職業安定局雇用保険課と協議済みであり、追って労働者や企業、ハローワーク等に対しても周知することとしています。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 本事務連絡の趣旨

育児休業・給付は、原則として子が1歳に達するまで取得・受給することができるが、保育所等に入れない場合等には、最長2歳に達するまで延長が可能とされている。この保育所等に入れないことの証明としては、保育所入所保留通知書（「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について」（平成9年9月25日児発第596号厚生労働省児童家庭局長通知。以下「施行通知」という。）第4号様式。以下「入所保留通知書」という。）の提出を求めている。今般、当面復職の意思がなく、当初から育

児休業の延長を希望する方が入所保留通知書の入手を目的として入園申込みを行い、市町村の事務手続に混乱が生じており、また真に入園を希望する方に不利益が生じているとの意見が、平成30年の地方分権改革に関する提案募集（以下「提案募集」という。）により寄せられたところである。

これを踏まえ、市町村の選択による、公平な利用調整の実現等を図るための、保育所等の利用調整を行う際の工夫及び入所保留通知書の作成に当たっての留意事項をお示しする。

## 第2 利用調整を行う際の工夫について

### 1 具体的な工夫の方法

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項及び附則第73条第1項に規定する利用調整を行うに当たっては、保育所等の利用に係る優先度を設定するため、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日付け府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号内閣府・文部科学省・厚生労働省通知。以下「留意事項通知」という。）第2の7で示している「優先利用に関する基本的考え方」等を踏まえ、市町村が独自に調整指数の点数付けを行うなどの取扱いを行っていただいていると承知している。

第1に示した趣旨を踏まえ、利用調整の具体的な工夫としては、以下のものが考えられる。なお、以下の工夫はあくまで考えられる一例であることを申し添える。

- ① 利用調整に際して、申込者の内面の意思を外形的に確認するため、利用申込書に、「直ちに復職希望」「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」との選択肢を設ける。
- ② 「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」について選択した者については、利用調整に当たっての調整指数を減点する。
- ③ その結果、当該項目を選択しなかった者については、優先的に取り扱われることで、希望する園に入れる可能性が高まることとなる。

### 2 留意事項

第1のとおり、育児休業・給付は原則として、子が1歳に達するまで取得・受給することができ、保育所等に入れない場合等には、最長2歳に達するまで延長することが可能とされている。すなわち、育児休業・給付の延長は保育所等に入れない場合等に限られた例外的措置であるため、今回の工夫を行うに当たっても、育児休業・給付の制度趣旨を利用者に丁寧に説明することが望ましい。

また、利用者が「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択する場合には、その結果、調整指数が減点されることを事前に十分に説明する必要がある。例えば、申請書に「当該項目を選択した場合、調整指数が減点となる」ことを利用者の目に留まりやすい箇所に明確に記載しておくこと等の配慮を行うことが考えられる。細かな注釈等の記載のみでは、内容が利用者に伝わらない可能性があることに十分留

意すること。

### 第3 第一次申込みにおいて内定したにもかかわらず辞退し、第二次申込みで落選した者に対する入所保留通知書の記載について

今般の提案募集において、公平な利用調整を困難にする具体的な支障事例として、一斉入所の申込みの際、入所保留通知書の取得を目的として入所申込みをしたものの、第一次申込みで保育所が内定したので、これを辞退し、第二次申込みの際、第一次申込みで既に入所枠の埋まっている保育所をあえて希望して再度入所申込みをする、といった事例が生じている旨の指摘があった。

こうした事例で、育児休業・給付が延長されるのは法律・制度の趣旨に反するものであり、また、これをもって、地方自治体の事務負担が増え、公平な利用調整が阻害されるとするのであれば、是正を図っていくことが適切である。

このため、市町村の選択により、こうした育児休業・給付の申込みについて、勤務先・ハローワークにおいて適切に確認・審査を行うための工夫として、第二次申込みに対する入所保留通知書の備考欄に「第一次申込みで希望した園に内定した上で辞退した」旨や内定辞退の有無を付記することが考えられるので、各市町村の状況を踏まえた上で、この運用の実施についてご協力いただきたい。

また、上記対応を行う場合、併せて、第一次申込みの内定した場合の保育所入所承諾書（施行通知第3号様式）の備考欄においても、「やむを得ない理由なく内定を辞退した場合、勤務先・ハローワークにおいて確認・審査が行われ、育児休業・給付の延長が認められない場合がある」旨を記載するなど、取扱いの周知について配慮をお願いしたい。

### 第4 その他

上記第1から第3までの内容について、FAQを別紙2のとおりまとめているので、参照願いたい。